

11.24.2.2

石川 博 撮影 木村宅にて

バック



H.24.2.2

石川 博 撮影 不村宅にて

サイドボード



平成24年(ワ)第42号

TEL 0287-22-2112

FAX 0287-22-2262

同 村 書 記 官

訴 状



平成24年3月19日

宇都宮地方裁判所 大田原支部御中

原告 石川 博



〒325-0013 栃木県那須塩原市鍋掛1087-817

原告 石川 博

TEL, FAX 0287-64-1322

〒325-0016 栃木県那須塩原市東栄2-6-26

被告 岸 孝二

〒320-0027 栃木県宇都宮市塙田1丁目1-20

被告 栃木県

同代表者知事 福田富一

### 損害賠償請求他事件

訴訟物の価額	230,000	円
添用印紙額	3,000	円
郵券余納額	6,400	円

### 請求の趣旨

- 1、(1) 被告岸孝二は、原告石川博に対し別紙物件目録記載の仏壇及び仏具一式、タンス2台を引き渡せ。引渡し費用は、被告岸孝二の負担とする。  
(2) これができない時には、上記動産価格相当金の13万円、およびこれに対する訴状送達日の翌日から支払い済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2、被告栃木県は、原告石川博に対し慰謝料10万円及びこれに対する訴状到達日の翌日から支払い済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3、訴訟費用は被告らの負担とするとの判決を求め、並びに仮執行の宣言を求





める。

## 請求の原因

1、原告実母石川絹枝は平成22年4月15日、独協医科大学で死亡した。母絹枝は那須塩原市東栄2-6-26にて一人暮らしをしていた。原告には兄石川暎一、弟道雄、弟富士男の兄弟がおり、4人が母絹枝の相続人となった。

母の相続問題は、いまだ解決しておらず、原告には一円の相続財産も入っていない。東京高裁にて係争中の案件や、別の案件で宇都宮地裁にでも係争中のものもある。

2、被告岸孝二は、母葬儀（24年4月18日）の翌日に家を借りるため母絹枝が居住していた家（東栄2-6-26）を見に来て、平成24年5月初旬（49日も済ませない時）には勝手に母の土地、家の登記をした兄石川暎一との契約で借家人として入居した者である。兄石川暎一とは借家契約を交わし賃料を支払っているというが、原告は契約書等見た事もないし、被告岸孝二が入居することについても兄石川暎一から説明も一切なかった。

3、遺産相続問題では、全体の遺産の総額を出さねばならない事もあって、何度か原告は被告岸孝二宅を訪問している。入居の顛末や母絹枝の持っていた仏壇、タンス等を兄石川暎一から「あげる」と言われ甲第1号証、甲第2号証にある仏壇、タンスを当該住所地に残させ、占有、使用している。甲1号証、甲2号証の写真は原告が被告岸孝二宅を訪問した折、被告岸孝二自ら撮影し、兄石川暎一からもらったとして使っていると自白している。原告には何の説明もなかった。

4、原告は、母絹枝の相続問題が解決していないため不動産を含めた一切の動産、預貯金等も実母絹枝の相続財産であるので、全ての相続遺産を洗い出す必要があった。原告兄石川暎一は、母絹枝が所持していた有価物を根こそぎ原告にだまっで所持し、残りの有価物を近隣住民やその他相続権のない人間複数に分配し、母絹枝の相続財産の総額がどのくらいであったかを不明としている事実がある。少なくとも原告には4分の1の法廷相続権利は当然あるのであるから、一円も相続していない原告が母絹枝の残した有価物であっても当然4分の1に達していない金額であるから原告に引き渡すと要求する権利があり、相続人でない被告岸孝二には何の権利もないことは明白である。

5、原告は被告の岸孝二証言及び甲第1, 2号証証拠写真も添付した栃木県警本部、那須塩原警察署宛文書（甲第3号証）平成24年2月22日事前通告文書も県警本部に送り、那須塩原警察署に持参して原告母絹枝所有財産、遺産有価物<sup>2</sup>がある。



被告岸孝二が原告実兄石川暁一夫婦と共犯で窃盗所持している当該仏壇、筆筒を、盗品なのだから法律により、警察が捜査を行い保全するよう求めたので有るが、那須塩原警察署刑事課は電話にて「当該石川絹枝所有仏壇、タンスは窃盗犯人、岸が所有権を持った、この絹枝財産を相続権者石川博が回収に動けば、窃盗の罪を科す、警察はこの事件捜査もしないし、盗品保全もしない、絹枝所有仏壇、筆筒を相続権を行使して回収に動いたなら、原告を窃盗の罪で逮捕する」、と那須塩原警察署で恐喝に走った事実が有る。

6、被告岸孝二が居住している故原告実母所有住宅が建っている土地の一角（甲第4号証、宇都宮地方法務局大田原支局発行地割図謄本、那須塩原市東栄2丁目-38-2、737-2、38-28が絹枝所有土地）のうち、38-28土地と那須塩原市市道との間、東栄2丁目-40-607一部土地、（所有者は那須塩原市宮町4-28、高橋昭雄氏所有地土地）を被告岸孝二が不法に荒らし、使用している事実、及び737-2、38-28、40-607土地の境界を示す境界石を抜いて投棄して居る事実を、原告は高橋氏宅を訪問した折、高橋氏夫婦から今年2月15日に聞かされ、この不法土地使用、境界石抜き取り処分犯罪行為は、原告実兄石川暁一が首謀して行っているらしい事実、及び故石川絹枝が当該高橋氏所有土地を20年以上前から年間5,000円の借地料契約で借地しながら、二十年も借地料金を支払わず死去し、石川暁一夫婦も実母の借地料支払いを拒み続けている事実を聞かされたのである。高橋さんは、葬儀等で故母絹枝の家に入入りしていた原告兄石川暁一に対し

「絹枝さんとは借地契約年5000円で貸していたが今後どうしますか？返してもらえるのか、又借地契約を続けるのか？ちなみに20年くらい絹枝さんには借地料を頂いていないのですが・・・。」

と話したが、石川暁一はこれを無視し何の返答も一切なしで、被告岸孝二入居後すぐに境界石を引っこ抜き、砂利をしきつめ我が物として使用始めたのでこれには驚いていたと告げられた。この事実は原告には知りえぬ事だった。

7、原告実母絹枝、及び原告実兄石川暁一と借家人被告岸孝二によるここまでの犯罪行為を放置出来ないと原告は考え、甲第5、6号証、当該土地借地契約支払い領収書、土地貸借内容確認書に有る通り、原告が過去3年分借地料を立替支払いし、合わせて今後取り合えず1年間当該土地を借地したのであるから何の争いもなく当然原告にこの土地の借地権は存在し、被告岸孝二、兄石川暁一には何の権利もない事は明白である。

8、原告は妻を同行し、平成24年2月23日午後2時頃、当該借地の現状把握

と、今後の被告岸孝二による他者の土地不法使用、及び抜いて捨てた境界石の処理を考え、当該土地に出向いたのであるが、当該土地に赴いた後、那須塩原警察署地域課警察官、制服刑事2名（相馬他）がパトカーで現れて、訪問内容を事前通知、通告していたにも関わらず、那須塩原警察署地域課生沼警察官から無線で指示を受けながら、原告及び原告妻に対し

「岸孝二によるとあなた方（石川博と妻美都江）は岸孝二が入居している家から出て行けと脅している」と訴えがあった」

「岸が使用している当該高橋昭雄所有土地、東栄2丁目40-607土地の一部、38-28と市道との間の土地は法務局の登記は高橋となっているが、警察が石川暁一の土地と決めた、原告と高橋との当該土地借地契約は、領収書を示そうとも認めない、当該土地は石川暁一が岸に貸した土地だと警察が決めたので、原告夫婦が一步でも足を踏み入れれば、不法侵入で逮捕する」

「岸孝二は石川暁一と住宅、土地の賃貸契約をしているので、高橋さん所有と石川博が主張している土地は、石川暁一が使えないから返せ、と言わない限り岸孝二が使用すると言っている」

「あなた（石川博）が借りた借地であると主張するのなら裁判所に所定の用紙があり、裁判所で誰の土地であるかを決めてもらえるので、裁判所に行け！」

と脅迫に走り、更に「絹枝所有仏壇、筆筥は絹枝所有住宅に付随された不動産であり、岸に所有権は無いし、相続権者誰にも所有権は無い、従って被告岸孝二から絹枝所有仏壇、筆筥を原告が絹枝の相続人としての権利を行使して回収する事を、警察が認めない」つまり、個人の財産権保護規定遵守を、警察権力を行使して蹂躪に走ったのである。

ちなみに、平成24年3月18日現在も被告岸孝二は高橋氏所有、石川博が借りた土地を不法に占拠して使用、何らの反省も謝罪も無し、で通している。（甲第7号証、甲第8号証）境界石を勝手に処分し、他人の土地を不法占拠し勝手に使用している事は、本来であれば警察が捜査をすべき案件であるにも関わらず今だ捜査らしき動きもない。

那須塩原警察署警察官による原告の財産権保護行動阻害行動を認め、原告に財産権侵害、警察による虚偽罪状を羅列させての原告相手の脅迫被害を加え続けている責任は重い。

9、原告は原告友人である札幌市東区伏古2条4丁目8-14、有限会社HAハウスメイク役員、山本弘明氏の協力を得て、甲第9号証、三井住友札幌火災新



種センター、鈴東氏からの文書、仮設置された仏壇、筆筒は家財で有る（火災保険区分上）との文書を発行して頂き、提供を受けたのである。

近日中に札幌市、那須塩原市固定資産税課からも、仮設置された仏壇、筆筒は不動産か動産か、回答文書が出される事になっている〔動産、不動産の区分は損保、共済、法務省民事局、地方自治体固定資産税課が各機関所管法律により決定するのであり、警察が独善決定は出来ないのである〕

10、原告実母石川絹枝死後、被告岸孝二と同じように、石川絹枝所有有価物、動産を、兄石川暁一夫婦にそそのかされて占有所持した人間は複数まだ存在しており、（甲第10号証、和解書、当事者甲石川博、乙那須塩原市東栄2丁目-1-18木村光江）木村さんもその内の一人である。木村さんは故母絹枝が生前親しくしていた友人の一人である。

木村さんは絹枝所有有価物の不法持ち去り、違法所持を認め、仲介者も付いて絹枝所有有価物、ブランドバッグ（5,000円相当）サイドボード（40,000円相当）を返還したのである。

## 責任

1、被告岸孝二は栃木県知事（栃木県警の総指揮官）と共に原告に財産権が有る、原告実母所有物、有価物仏壇、筆筒を窃盗所持しながら、窃盗の罪を隠匿に走り続け、盗品を窃盗者の所有と偽り、窃盗を通し続けて原告の財産権を侵害し続けている。原告の財産権を国家権力まで結託して侵害し続ける暴挙を認める法律は無い事当然である。速やかに原告所有有価物を返還する、もしくは金員を持ち賠償責任を果たさねばならないので有る。

2、被告栃木県知事は、栃木県警を総指揮する公権力を持った立場に有りながら、借地権行使まで警察に恐喝行為を行い続けさせて蹂躪し続ける暴挙を繰り返している。土地所有の権利も、土地所有者から土地を借りて使用する権利も日本では正しく認められた権利である。警察権力を悪用して他者所有土地を強奪に走る、借地権を蹂躪し続ける等絶対に認められない事明白である。原告石川博は、自分が借りた土地の使用を「警察に逮捕される」と怯えないで堂々と使える事ができるのは一体いつから可能なのかと心配している。

栃木県知事は日本国憲法、法律を公権力を悪用して蹂躪し続ける責任を取らなければならない事当然であろう。那須塩原警察署警察官による原告の財産権保護行動阻害行動を認め、原告に財産権侵害、警察による虚偽罪状を羅列させての原告相手の脅迫被害を加え続けている責任は大きい。



3、なお、本訴訟は金額は小額であるが、事件の全体を構成している石川絹枝遺産相続権の確認等事件が本筋で、現在東京高裁に持ち上がっているし、別に係累する事件として、宇都宮地裁に栃木県知事他を訴えた事件も有る事も含めて地裁に本事件を訴訟提起する事とした。

#### 証拠証

- 甲第1号証 仏壇写真 平成24年1月22日 岸孝二氏撮影
- 甲第2号証 タンス写真 平成24年1月31日 岸孝二氏撮影
- 甲第3号証 栃木県警本部、那須塩原警察署宛文書 平成24年2月22日
- 甲第4号証 宇都宮地方法務局大田原支局発行地割図謄本
- 甲第5号証 土地借地契約支払い領収書、
- 甲第6号証 土地貸借内容確認書
- 甲第7号証 高橋氏所有地写真 平成24年3月18日
- 甲第8号証 高橋氏、石川皖一、市道境界石があったと思われる地点写真
- 甲第9号証 三井住友札幌火災新種センター 鈴東氏からの文書
- 甲第10号証 石川博、木村光江「和解書」平成24年2月21日





## 別紙 物件目録

### 1、仏壇及びそれに付随する仏具一式

時価相当額 10万円 木製仏壇 観音開き 赤茶色

サイズ およそ高さ170cm 奥行80cm 横80cm

仏具 蠟燭桶 線香たて りん りん棒

### 2、タンス (洋服)

時価相当額 3万円 木製観音開き下部三段引き出し 茶色

サイズ およそ高さ170cm 奥行き 55cm 横100cm

以上

H24. 1. 22

借家人 岸孝=氏 撮影  
仙壇



H24. 1. 31

借家人 岸孝二氏 撮影


夕二入



2012/01/31

平成24年2月22日

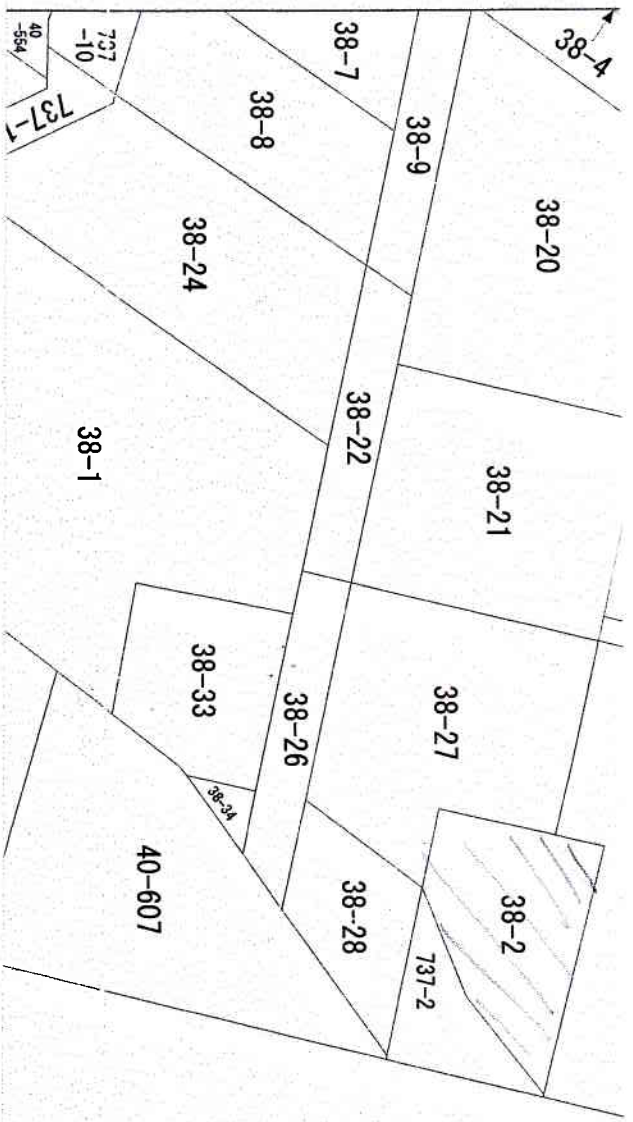
栃木県警本部長殿  
那須塩原警察署所長殿  
刑事課、盗犯係  
津久井富雄大田原市長（環境課、沼野井課長）  
FAX 0287-23-8923

那須塩原市鍋掛1087-817 石川 博   
TEL, FAX 0287-64-1322

@私の実母石川絹枝所有財産の一部、私の兄夫婦が絹枝の財産を大半盗み、不要と考えた物品を他人に渡した事件で、他人が持ち去っていた絹枝所有有価物を一人から回収しました

1、別紙書面記載に有るように「一昨年4月15日死去した私の実母石川絹枝が所持している財物、大半をゆうちょ、とちぎん、あいおい、司法書士、警察、弁護士、裁判官が共犯として長男夫婦に盗ませ、窃盗を追認し、泥棒を認めている事件で、兄夫婦が自分達は不要と考え、他人にも渡した絹枝の財産の一部、絹枝の所有物を持ち去り使用している木村さんと話し合いを行い、相続権者で有る私に双方が書面も交わして返却させました」

2、私は「この事件の場合、盗品所持者が他者の財物を所持していると認めているのだし、犯意の有無は置いて、警察、司法が捜査を行い、盗品を保全し、正当な権利者に返還させるべきと訴えたのですが、日本国憲法の規定、財産権保護も通じず、法の元こうして自らの権利を行使し実母所有財物を正しく回収したのです」窃盗が警察、司法の手で正当化され、盗品が窃盗者の財産になる道理は無いのです、これでもう一件の盗品回収も完了させられるでしょう。窃盗犯複数、大田原市役所、警察、司法、財産権侵害国家権力に正論はありますか「公式に窃盗、盗品所有を認め通した実例証拠の一つですこの事件は。



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

番区域見出  
東2丁目

請求部	所在	那須塩原市東栄二丁目		地番	38番2			
力尺	1/600	精度分		系 標 号 又 号 は 記 号	分類	地図に準ずる図面	種類	その他
作成年月日	平成5年2月8日							

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

平成22年5月13日

宇都宮地方務局大田原支局

登記官

高橋昇

申請番号：1-39  
(1/1)



領 収 証

石川 博 様 24年 2月 15日

★ 70,000 -

但 土地代 今迄の分と向一年分  
上記正に領収いたしました 石川さん 接収 土地

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

栃木県那須塩原市宮町4番28号

有限会社 花領金

代表取締役 高橋 昭雄

TEL  
FAX 0287-62-1539

コクヨ ウケ-1048

## 確認書

- 1、 那須塩原市東栄2丁目40-60 高橋昭雄所有土地、38-28土地と那須塩原市市道との間、三角形土地を、別紙平成24年2月15日付け領収書にある通りこの土地を高橋氏より石川博が借地料を支払い借りた、向こう一年分何があっても誰にも使わせることはない。
- 2、 石川博が畑それに類する使用することを目的として金5000円で（15000円は過去分）平成24年2月15日から向こう一年分賃貸契約したことを証する。
- 3、 本契約は種々条件が変わっても効力を一切失わない。当該土地の賃貸借が重複していない事を証する為当該土地を石川暎一（栃木県大田原市下石上1796-40）に対し平成22年4月15日以前も以降も一切賃貸借を行ったこともないし使用を公式に認めたこともないことを証する。
- 4、 なお、当該土地の賃貸借に関しては不正使用、土地の損壊行為を一切認めず、土地所有者が当該土地の第三者が不正に使用し、あるいは損壊した場合、借主とともに不正使用禁止、現状復帰をすみやかに正しく求めることを証する。

平成24年2月25日

栃木県那須塩原市宮町4番28号

有限会社 花 金

代表取締役 高橋昭雄

TEL 0287-62-1539

FAX 0287-62-1539



H24. 3月18日 石川博撮影

赤点線は境界線と思われり位置



高橋側

石川側  
(岸)



11 24. 3月18日 石川 美都江 撮影

境界石があったと思われの地点



2012年3月13日

有限会社HAハウスリメイク  
山本 弘明殿

三井住友海上火災保険株式会社  
北海道損害サポート部  
札幌火災新種保険金お支払センター  
鈴木 公一



拝啓 時下時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、  
厚くお礼申し上げます。

さて、過日ご照会いただきました件につき、下記のとおり、ご回答申し上げます。

尚、回答に際し、お時間を頂戴いたしましたこと、深くお詫び申し上げます。何卒、ご  
理解賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

◇仏壇、たんす、仮置有価物について

保険の目的としての建物と家財は以下のとおり整理しており、家財対応品と考えます。

建物：土地に定着して建設され、屋根を有し、居住、販売、作業、貯蔵等の用に供され  
る構築物をいい、地下に設けられた事務所、店舗、倉庫等のほか、これに類する  
施設も含む。

家財：個人が日常の雑居生活用具として所有している家具、衣類、身の回り品、寝具類、  
燃料、その他家庭生活に必要な一切の物品を包括したものをいう。

以上

和解書

平成24年2月21日

甲 住所 那須塩原市金呂掛1087-817  
氏名 石川 博

乙 住所 那須塩原市東栄2-1-18  
氏名 木村 光江

丙 住所 那須塩原市黒磯 25-50  
氏名 金子 加代子

1、乙 木村光江 は平成24年2月21日、甲 石川博 に対し、次の事由により乙が所有するに至った物品を返却する事とする。

2、乙は平成22年4月 末 日頃、甲実兄 白峯一 より甲、甲実兄実母 石川絹枝死去の後、石川絹枝所有有価物を差し上げると言われ、時価相当額 推定 ~~10,000~~円程度と思われるバッグ一点及び時価相当額 ~~40,000~~円 5,000円程度のサイドボード一点を貰い受ける事とし、所有して使用して来た。 40,000円

3、しかし乙が甲実兄から貰い受け使用して来た上記バッグ、サイドボードは甲実兄に所有権が正しく移った有価物ではなく、甲実兄が実母死去後勝手に実母所有財産を自己所有とし、自分が不要とした実母有価物を乙に提供した物品と、甲より聞かされ、乙は甲方と甲自宅にて丙（乙 金子加代子）も交え話し合いして、上記有価物二点を甲に変換する事とした。

4、かかる次第にて本日上記物品二点を引き取り料金を甲が負担し（乙に絹枝所有有価物を不当に提供した責任は、甲実兄にあるので兄弟として費用負担する、合わせて所有期間中の使用料金も請求権を放棄する）乙から甲に正しく返却された事をこの書面を取り交わし確認した、今後甲、乙の間で甲実母所有有価物上記二点に関わる事案は一切存在しない事を双方約する。